

令和8年10月30日
京都市教育委員会生徒指導課

京都市日野野外活動施設指定管理者の募集に係る質問及び回答

N o	質問内容	回答
1	別紙2「提出書類一覧」のⅡ「現在野外活動施設または類似施設を経営している場合（運営を受託している施設を含む）は、当該施設の状況等」について、申請者が現在、野外活動施設又は類似施設の経営・運営受託を行っていない場合は、本書類の提出は不要という理解でよいのか、確認したい。	不要という理解で、差し支えございません。
2	申請者が法人である場合、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所となり、加入用件を満たす職員について社会保険料の事業主負担が生じる。この事業主負担分は委託料の対象経費に含まれるか。含まれる場合、どの費目（人件費等）として整理すればよいか、また委託料の上限額（又は参考額）の算定にあたり当該経費が見込まれているか、確認したい。	健康保険料・厚生年金保険料等の社会保険料については、指定管理業務の実施に必要な経費として、委託料（指定管理料）の対象経費に含まれます。 当該経費の積算に当たっては、人件費を含めて計上してください。 委託料の予定額については公表していませんが、応募者が算定する人件費に必要な経費を含めて算定してください。
3	本施設は、募集要項9（2）エに定める「賃金・物価スライド制度」の対象施設か。対象である場合、具体的な算出方法（基準となる委託料の設定方法を含む）を確認したい。	本制度は、令和8年度公募・令和9年度指定開始施設から適用される制度で、本施設も適用対象施設です。 令和9年度の支出計画額を人件費・光熱水費・その他物件費の3つに分け、それぞれに変動を測る公的な指標を設定し、各指標の変動率が一定の範囲を超えた場合、令和10年度以降の委託料を変更することになります。指標等の詳細については、

		<p>本市ホームページをご確認ください。</p> <p><u>京都市：指定管理者制度における賃金・物価スライド制度について</u></p>
4	<p>委託料の上限額の有無、及び修繕に係る費用負担区分（別紙1「2 管理運営に関する業務基準」及び「3（4）施設・設備の修繕・修繕」に関連）について、金額基準や判断の目安があれば確認したい。</p>	<p>委託料の予定額については公表していませんので、提案額については、本施設の管理運営に必要な経費を十分に精査したうえで、適正な額を提案してください。提案額は審査の対象となり、提案内容との整合性、経費の妥当性等を総合的に評価します。なお、参考として募集要項に令和7年度決算額と令和8年度予算額を示しています。</p> <p>施設・設備の修繕に係る費用負担については、一律の金額基準は設けておらず、募集要項にお示ししているとおり、施設全体に係る大規模修繕については、指定管理者の責に帰すべき事由がある場合を除き、本市の負担を基本とします。その他の修理・修繕（施設の劣化した部分及び部材並びに低下した性能・機能を現状（初期の水準）又は実務上支障のない状態まで回復させるものをいう）については、指定管理者の負担を基本とします。</p> <p>※募集要項P11（3）令和7年度決算の合計額は、6,536,039円です。</p> <p>※初期の水準とは、今回の指定管理者開始段階を初期の基準とします。</p>
5	<p>指定管理者の支払方法・支払時期（前払・概算払の可否を含む）について確認したい。</p>	<p>委託料の支払方法等については、本市と指定候補者との間で締結する協定書において定めます。</p> <p>指定候補者から前金払等の支払方法についての希望があれば、施設の円滑な管理運営に必要と認められる範囲で、本市と協議のうえ決定します。</p>
6	<p>自主事業として飲食の提供等を行う場合の、使用許可または目的外使用許可の取扱い（必要となる手続）について確認したい。</p>	<p>自主事業を実施する場合は、事前に業務計画書等を本市へ提出し、本市の承諾を得る必要があります。本施設の設置目的に反しないことを前提に、事業の内容、施設の利用方法等に応じて、本市と指定管理者が協議を行います。</p> <p>なお、使用する場所と用途によって、目的外使用許可の申請が必要な場合があります。その際は、本市の条例等に基づく使用料の負担が生じる場合があります。</p>